

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援等に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

- (1) 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備の維持管理や更新について、必要な財政措置を講じること。
- (2) 情報通信基盤の整備を促進するため、民間事業者の参入が見込めない地域における超高速情報通信網の整備について、民間事業者への補助により民設民営による整備ができるよう制度の見直しを行うこと。

特に、情報通信利用環境整備推進交付金については、交付要件の緩和を図るとともに、地域間の格差是正や国土の均衡ある発展に資する事業であることにかんがみ、補助率を引き上げるとともに、市町村負担分に対しては特別交付税の措置を講じること。

2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

- (1) 地上デジタルテレビ放送を全ての市民が受信できるようにするため、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の整備・改修など受信環境整備について対応を促進するとともに、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を継続すること。

また、地上デジタル放送移行に伴い整備された共聴施設の維持管理経費について、国が責任をもって財政支援措置を講じること。

特に、電波障害のある条件不利地域や新たな難視聴地域においては、CATVの活用や中継局及び共聴施設の整備・維持管理・改修など、国及び放送事業者の責任において、難視聴地域解消への対策に万全の措置を講じること。

- (2) 共聴施設やケーブルテレビ網の整備に伴い、電柱共架料が必要となる場合には、共架料の免除・軽減措置が図られる仕組みを創設するとともに、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に免除・減免等の規定を追加すること。

3. 地域情報プラットフォームを活用した情報システムの導入に対する財政措置を講じるなど、地域情報プラットフォームの普及促進を図ること。